

会 議 録					
行田市教育委員会 令和元年 第 12 回 11 月 定例会					
招集年月日	令和元年 11 月 13 日 (水)	開会場所	行田市教育委員会 2A 会議室		
開閉の時刻 及び宣言者	開会 11 月 13 日 (水) 午後 2 時 30 分	教育長	鈴木トミ江		
	閉会 11 月 13 日 (水) 午後 3 時 55 分	教育長	鈴木トミ江		
教育長	鈴木 トミ江	教育長職務代理者	岸田 昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	鈴木 トミ江				
2	岸田 昌久				
3	鹿山 高彦	欠席			
4	飯塚 千十世				
5	大久保 英子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	江利川芳治	書記長	諸貫 忠秋		
生涯学習部長	藤井 宏美	書記次長	白井 克典		
学校教育部次長		書記	久積 史明		
兼学校教育課長	荻原 章				
生涯学習部次長					
兼ひとつくり支援課長	福原 智				
教育総務課長	諸貫 忠秋				
学校給食センター所長	満井 房子				
スポーツ振興課長	細谷 博之				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	風間 重文				
教育研修センター所長	春田 盛男				
教育研修センター副所長	大野 三佳				
学校教育課主幹	小澤美穂子				
郷土博物館主任	岡村恵美子				
図書館主任	新井 幸恵				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>教育長</p> <p>本日、鹿山委員が欠席となっているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数である過半数に達しているので会議は成立する。</p> <p>市民憲章唱和</p>	
	<p>議案第66号 行田市史編さん委員会委員の委嘱について</p>	<p>教育長</p> <p>本日の会議日程は議案7件である。日程第1、第2及び第4の3議案について、議会案件であることから非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、日程第3、議案第64号は個人情報を含む案件であることから会議は非公開、その他の議案は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長</p> <p>日程に先立ち、10月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長</p> <p>10月定例会、会議録報告</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長</p> <p>本案は、市史編さん計画の策定並びに市史の刊行に関し、審議いただいている現在の委員が、11月30日をもって任期満了となることから新たな委員についてお諮りするものである。</p> <p>市史編さん事業は、平成15年から令和3年度までの事業として編さん計画を策定しており、これまでに市史「続編」、資料編8冊、普及版「行田の歴史」を刊行している。今後さらに資料</p>	

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第67号 行田市生涯学習推進員設置 規則の一部改正について</p>	<p>編「考古」を編さんする予定である。 なお、委員の任期は、令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間である。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>岸田委員 現在、資料編「考古」の作成を行っているようだが、今後の予定はどのようなか。</p> <p>文化財保護課長 年度末を目途に編さん委員による資料編「考古」の内容の確定、その後、執筆編集し、資料編を刊行する予定であり、これで完了することになる。</p> <p>岸田委員 資料編「考古」を完成させ、残務整理を行い、委員会は解散となるということか。</p> <p>文化財保護課長 そのとおりであり、今回の委嘱が最後となる。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>中央公民館長 本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日施行に伴い、現在、地域公民館において主に講座や学級の企画運営を行っている生涯学習推進員が特別職の地方公務員から一般職の地方公務員に移行するにあたり、本規則の一部を改正するものである。 現在、特別職として任用しているが、新法において、この特別職の規定が改正され、会計年度任用職員に移行するため、改正を行うものである。</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第68号 行田市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について</p>	<p>教育長 何かあるか。</p> <p>岸田委員 推進員の任期を1年から1会計年度を超えない範囲とする改正だが、推進員が欠けた場合の任期、前任者の残任期間というのはどうなるのか。</p> <p>中央公民館長 任期は常に年度内の中ということになり、例えば、前任者が9月に退職した場合、新しい推進員の任期は、10月から3月までということになる。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長 本案は、放課後子ども教室事業実施要綱第14条に定める運営委員会委員について人事異動に伴い、新たに委員を委嘱するものである。 新たに委嘱するのは、6号委員としてひとつくり支援課長の福原 智である。 なお、任期は、現任の委員が任期満了となる令和2年4月30日までなる。</p> <p>教育長 何かあるか。</p> <p>岸田委員 学童保育室に入室している放課後の児童は、この放課後子ども教室に参加できるのか。</p> <p>ひとつくり支援課長 放課後子ども教室は4時30分までとなるが、希望制であり、学童保育室に入室している児童も参加できる。</p>
--	---	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第62号 令和元年度一般会計教育費 補正予算について</p>	<p>岸田委員 希望すれば参加できるということか。 ひとつくり支援課長 定員はあるが、希望者を募り、参加者を決定している。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案については、12月定例市議会に補正予算を上程するため、教育委員会へお諮りするものである。 歳出は、10款教育費で1,519万3千円の増額である。 まず、2項小学校費3項学校建設費、◎校舎等新設改良費の13節調査測量設定委託料、1,314万2千円の追加である。 現在、見沼中学校区の小中学校4校を再編成し、中学校の敷地内において施設一体型の義務教育学校の開校を目指している。令和4年4月開校を予定しており、小中合わせて9学年の児童生徒が、ともに学校生活を送るだけでなく、小中一貫教育の特色を発揮することのできる施設整備が求められている。新たに必要となる小学6学年分の教室の配置のほか、小学生用の遊具等の設置も予定しており、開校に向け2年余りとなる中で、施設の設計について早期に事業着手する必要がある。 なお、この見沼中学校区義務教育学校の校舎等施設の設計業務については、業務完了が翌年度となることから繰越明許費を設定するものである。 次に、4項社会教育費2目文化財保護費、文化財保護費の器具・機材借上料で205万1千円の増額である。 現在、若小玉地区で進めている新たな産業団地の整備にあたり、文化財の包蔵地となっていることから、進出企業において実施する発掘費用を積算するため、詳細な試掘調査を行おうとするものである。 歳入は、14款国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金の4節社会教育費補助金、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金として102万5千円の追加である。</p>
--	---	--

		<p>歳出の埋蔵文化財の試掘調査について、歳出計上額の2分の1を計上している。</p> <p>15款県支出金、2項6目教育費補助金で、国庫支出金と同様、埋蔵文化財の試掘調査に対するもので、歳出計上額の4分の1、51万2千円を計上するものである。</p> <p>教育長 何かあるか。</p> <p>岸田委員 見沼中学校区の義務教育学校設計業務の委託先は、プロポーザル方式を採用したりするのか。また、開校準備委員会等での意見はどのように反映させるのか。</p> <p>教育総務課長 整備するにあたり、地域や保護者との話し合い、教育委員会や庁内の協議により、基本方針を検討し、それを伝えることから、業者に提案させるプロポーザル方式ではなく、通常の入札を予定している。</p> <p>岸田委員 再編成計画において、「温故創生」という指針があるが、ぜひこの義務教育学校においては、ただの再編成ではなく、新しいものを生み出すということで取り組んでもらいたい。 そして、子供たちが義務教育学校に通ってよかったと思えるような学校としていただきたい。</p> <p>大久保委員 見沼中学校区の義務教育学校の学級数はどのようになるのか。また、施設はどのようになるのか。</p> <p>教育総務課長 再編時において中学校が5学級、小学校7学級を見込んでいる。建築当初、見沼中学校は1学年3学級の9学級を想定したものであるが、現在は特別支援学級等もある。施設については、将来的な学級数を考慮し、検討していく。</p> <p>【全委員承認】</p>
--	--	---

<p>議案第63号 行田市教育振興奨励基金条例の一部改正について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>本案は、市の行財政改革プログラムによる特定目的金の見直しの一環として、教育委員会で所管する教育振興奨励基金及び奨学基金を統合し、併せて、これまで基金の利息のみを事業に活用していた運用を見直し、基金本体を事業に活用することができる取崩し型に改め、基金を有効に活用しようとするものである。</p> <p>なお、教育振興奨励基金は、学校教育における調査・研究事業や地域団体における青少年育成事業に、奨学基金は、高校生等への給付型の奨学金の財源の一部として活用してきたが、今後は、一つの基金を財源に、基金を取り崩すことで両事業を実施することとなる。</p> <p>平成30年度末の残高は、教育振興奨励基金が1億2,600万円、奨学基金が1,860万円、合計1億4,460万円となっている。</p> <p>教育長</p> <p>何かあるか。</p> <p>大久保委員</p> <p>教育振興奨励金は、私が所属している団体も補助していただいております、ありがたい。今まで利息でまかなえていたのか。また、これからは申請が難しくなることや金額が少なくなることになるのか。</p> <p>教育総務課長</p> <p>金利が良かった時は、年間80万円の利息があったが、現在は数万円となっており、まとまった利息が見込めないため、基金を取り崩し、事業に活用するものである。寄附の受け入れも多少考慮すると、事業は同規模で20年間は維持できる。</p> <p>岸田委員</p> <p>教育振興奨励金は、学校教育、社会教育の助けになっており、成果についても冊子にまとめられている。また、奨学給付金も返済不要となっており、高校等の就学において助けとなっている。</p>
--	---

	<p>議案第64号 令和元年度障害のある児童生徒の就学に関する答申について</p> <p>議案第65号 行田市体力健康づくり振興基金条例の廃止について</p>	<p>廃止される奨学基金は、この毎月1万円の奨学給付金に活用されていたという理解でよいか。</p> <p>教育総務課長 そのとおりである。この基金は寄附の受入れ先になっていないため金額も少ない。2つの基金を統合し、両事業に活用するものである。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長 本案は、行財政改革プログラムの一つ、特定目的基金の整理・統合に向けた取り組みにより検討した結果、活用実績などからこの基金の廃止が決定された。これに基づき、行田市体力健康づくり振興基金条例を廃止するものである。 なお、基金の廃止に伴い、基金設置の原資となった2名の寄附者に対し、廃止となる旨の経緯等について、説明し、了承いただいていることを申し添える。</p> <p>教育長 何かあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 以上で、本日の日程を終了し、定例会を閉会とする。</p>
--	---	---

その他特に重要と認める事項

1 次回定例会開催予定日 令和元年12月18日(水) 午後2時00分

行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員

委員